

委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和7年度わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト、「しごと」のある「くらし」体験及び学生関係人口創出事業業務

2 業務目的

移住者の更なる増加を図るため、本県への就職や転職に関心のある移住希望者に対して、仕事の紹介や、再就職活動の支援、一定期間仕事と暮らしを体験する支援を行うとともに、地方に対する関心が高い学生と、若者の力を活かして地域活性化を図りたい県内団体や個人等とのマッチングを支援し、関係人口創出を促進する。

3 本業務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 本業務の範囲

4-1 わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

(1) キャリアアドバイザーの配置

ア 配置場所

次のA、B2か所の相談窓口キャリアアドバイザーを配置すること。

A. わかやま移住定住支援センター東京窓口

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内

B. わかやま移住定住支援センター大阪窓口

大阪府大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪1階 大阪ふるさと暮らし情報センター内

イ 業務日（原則）

配置場所A：週3日 毎週火曜日10時から18時まで、毎週金曜日及び日曜日
14時から18時まで

配置場所B：週1日 第1、3、4、5金曜日及び第2日曜日の10時から18
時まで

※ただし、A、Bとも各相談窓口の定休日や年末年始などの休暇を除く。

ウ 業務従事者の条件

各相談窓口に以下の要件をすべて満たす相談員を1名以上配置すること。

- ① 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の20に規定する厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者

- ② 利用者に県内の求人情報を提供する等、職業紹介の実施が可能な者
- ③ 本県の風土や暮らしを利用者に伝えることができる者
- ④ 利用者に対して公平かつ公正に相談に応じることができ、他の相談員や県職員と協力し信頼関係を築き、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者

(2) 相談対応及びフォローアップ

窓口での面談に加え、メールやオンライン等による相談対応を実施すること。

【年間想定相談件数 東京：400件程度、大阪：200件程度】

また、県へ必要なデータ提供はじめ、県が行う追跡調査に協力すること。

(3) 情報発信及び広報

地方での就職や転職に関心のある者に対して、SNS等各種媒体を活用した情報発信や広報を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

(4) キャリアアドバイザーの派遣

県及び県内市町村等が実施する移住相談会において、講師やキャリア相談対応等の業務依頼があった場合、キャリアアドバイザーを派遣すること。ただし、業務内容に鑑み、派遣が適切であるかどうか県と協議の上決定することとし、別途発生するキャリアアドバイザーへの報酬や旅費等の費用については委託費から支出するものとする。

【年間派遣想定回数 10回程度】

4-2 「しごと」のある「暮らし」体験事業

(1) 「しごと」のある「暮らし」体験事業の実施

本県への移住等希望者を対象にした地域での「しごと」と「暮らし」を体験できる事業を令和6年度の同事業受託事業者より引き継ぐとともに、ア～ウを踏まえて事業を実施すること。

ア 体験受入期間

令和7年5月（予定）～令和8年3月

ただし、令和7年4月より実施しても差し支えない。

イ 体験コース

次のA、B、Cの3種類のコースを設定。

ただしA、Bのコースについては県と協議の上、名称変更を検討しHP等の名称変更作業も併せて行うこと。

A. 起業・就農コース（求人なしコース）

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：求人はなく、体験のみ可能な事業者

B. 就労コース（求人ありコース）

実施期間：1泊2日から最大5泊6日まで

受入先：求人があり、参加者と意向が合えば雇用の可能性がある事業者

C. テレワーク体験コース

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：コワーキングスペース及び参加者との交流の場を提供可能な事業者

ウ 業務内容

(ア) 既存受入先の受入意向確認と内容の更新

既存受入先について、当該事業の継続意向確認を行うとともに、体験内容の更新やモデルコースの設定など参加者のニーズに合わせた内容の見直しや更新を行うこと。

(イ) 新規受入先の掘り起こし及び紹介記事の作成

参加者のニーズに対応するため、受入先の掘り起こしを行うこと。掘り起こし先については、受託者が提案し、県と協議の上決定し、受入先についての紹介記事を作成すること。

なお、就労コース（求人ありコース）への登録事業者を中心に掘り起こすこととし、選定地域が偏らないように配慮すること。【年間想定新規登録者数 20者】

(ウ) 参加者滞在先

体験の効果が高まる滞在先を、あらかじめ県と協議の上決定すること。

(エ) 面談、マッチング、行程調整

参加希望者と面談等（電話、オンライン含む）を実施の上、参加者の希望条件等に合うと思われる体験先とマッチングするとともに宿泊先、移動方法等を含めた行程案を掲示するなど参加者が参加しやすいよう配慮すること。但し、宿泊先や交通手段の手配等は参加者自身で行うものとする。

(オ) 体験経費の支払【年間想定参加者数 300人】

以下①～④の経費は委託費より支出すること。なお、①～④に含まれない経費（参加者の自宅から体験場所までの往復交通費、食費等）は参加者の負担とする。

①受入に伴う経費：

A. 起業・就農コース（求人なしコース） 1人あたり1日5千円

C. テレワーク体験コース 1人あたり1日5千円

②参加者宿泊経費：

参加者が宿泊する地域に応じ、次の通りとする。

・過疎法に基づく過疎指定を受けており、ワンストップパーソン及び受入協議会を設置している地域※：1人あたり1泊最大5千円

・その他の地域：1人あたり1泊最大3千円

※具体的な地域は県移住ポータルサイトを参照すること。

<https://www.wakayamagurashi.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/10/de82c22b0354523dc620f8b49c47c955.pdf>

③体験期間中の傷害保険

(カ) 参加上限回数等

参加者は、同一年度内に3回まで参加できるものとする。ただし、(オ) ②参加者宿泊経費については、初回のみ支出するものとする。

(キ) 受入先紹介内容の充実

既存の受入先を含め、受入先の特徴をとらえたタイトルの設置、暮らし方に着目したタグの追加、アクセス情報を追加するなど、相談者がより体験希望先を検討しやすいよう内容を充実させること。

(ク) チラシ作成

4-2(1)イA及びBに関して、既存のチラシデータを県と協議の上修正し、印刷を行うこと。【年間想定印刷枚数 1,800部】

4-2(1)イCに関して、参加を促進できる内容を検討し、県と協議の上チラシデザインを作成し、印刷を行うこと。【年間想定印刷枚数 1,800部】

(2) 説明会の開催

- ① 対象者：地方での仕事を求めている移住希望者等
- ② 開催回数：4回
- ③ 開催時期：県と協議の上決定
- ④ 開催場所：東京都特別区（オンライン開催含む）
- ⑤ 集客目標：1回あたり20から30人程度、ただし、4回のうち1回は80名以上を目標とする。
- ⑥ 内容：体験への参加を促し本県への移住や関係人口創出に寄与する内容とする。

(3) 広報

(1)、(2)の業務に関して、効果的な広報手法を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

(4) 参加者へのフォローアップ及びアンケート分析

- ① 体験や説明会参加者へアンケート調査等を行い、適宜フォローアップし、移住促進につなげる。なお、アンケート内容は県と協議の上、決定すること。
- ② 県への必要なデータ提供をはじめ、県が行う追跡調査に協力すること。
- ③ 体験者に対して実施したアンケート調査結果を分析の上、今後の参加者にとって参考となるような情報を県移住ポータルサイトに掲載すること（例. 参加者満足

度、体験者の声など)。

4-3 学生関係人口創出事業

(1) サーバ、ドメイン及び登録データの引継

令和6年度マッチングサイトのシステム開発及び保守受託事業者よりシステム管理サーバおよびサイトドメインの管理、サイト利用者（学生及び受入先など）の登録データ（アカウント情報、プログラム内容等）について引き継ぐこと。また、ISMAP 認証クラウドサービスの活用を継続すること。

なお、システムの開発言語及びソフトウェア構成は以下のとおりである。

- ・プログラミング言語 PHP
- ・システムデータベース MySQL

<サーバ、ドメインの設置について>

- ① サーバは、SSL/TLS を実装し、SSL サーバ証明書を発行すること
- ② サーバの設置場所は、日本国内であること。
- ③ サーバは、ユーザーが増加した際にプログラム変更することなく適切な対応が取れる状態であること。
- ④ メンテナンス時間を除き、24 時間 365 日稼働すること。
- ⑤ 24 時間監視体制が整備されたサーバであること。
- ⑥ 現在使用しているサイトドメインを利用すること。(契約期間内に更新作業が必要となる。) ※現在使用しているドメインは「app.wakayamacrew.jp」

(2) マッチングサイトの保守管理

ア 運用保守（軽微な改修含む）

- ① システムを改修した場合は、内容に応じてマニュアルを改訂すること。
- ② 本システムに係る全ての OS、ミドルウェア、ソフトウェア他について、契約期間中にサポート切れ及びライセンス違反にならないよう適切に管理を行うこと。
- ③ システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- ④ システム障害に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で県に提出すること。
- ⑤ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。自動又は手動により最終バックアップ地点まで復旧できるようにすること。
- ⑥ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録、管理すること。
- ⑦ システムの軽微な改修については、業務やサービスに不具合が起らないよう事前にテストを実施し反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。

- ⑧ 利用者等登録情報のバックアップを週に1回以上取得し、バックアップ取得時間は、協議により決定すること。また、バックアップは3世代以上保存すること。
- ⑨ 利用者が5秒以内にページを開けるようにすること。

イ 情報セキュリティ対策

- ① ウェブサイトやネットワークの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用するなど、十分なセキュリティ対策を施すこと。
- ② ウェブサイトやネットワークの脆弱性診断を定期的を受診すること。
- ③ 表示するページは全面SSL化すること。
- ④ サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと。

ウ 動作環境

- ① 一般的に広く採用されている Microsoft Windows や MacOS に最新版の Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari などのブラウザがインストールされた PC 端末、及び Android、iOS などの OS に最新版の標準ブラウザがインストールされたモバイル端末に対応すること。また、これらに対してすべての環境での動作確認を実施すること。
- ② 対応言語は日本語とすること。

(3) マッチング及び利用者へのフォローアップ【年間想定マッチング件数 100件】
受入先の掲載プログラムの作成支援や学生と受入先のマッチングを促進させる支援を実施すること。

(4) 県外学生への事業周知及び利用促進等を目的としたイベントの開催

- ① 対象者：県外在住の学生
- ② 開催回数：1回
- ③ 開催時期：夏季の長期休暇前（6月下旬から7月目途）
- ④ 開催場所：東京都特別区
- ⑤ 集客目標：15名
- ⑥ 内容：本県への関係人口創出に寄与する内容とすること。

(5) 広報業務

(3) 及び (4) の業務に関して、受入先及び学生登録数を増やすため、SNS 等を活用するなど効果的な PR を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

(6) 傷害保険の支払

本サイトを利用しマッチングした学生がプログラムを体験するにあたって必要な傷害保険料を支払うこと。

(7) マッチングサイト閉鎖にかかる業務

令和8年3月31日をもって、本マッチングサイトを閉鎖し、新たに関係人口プラットフォームを開設する予定となっている。ついては、本マッチングサイトにおいて、下記業務を実施すること。

ア 閉鎖手順の作成と実施

令和8年3月31日までの具体的な作業工程表を作成し、県の承認を得て、実施すること。なお、各作業の完了状況を随時報告すること。

イ サイト利用者への告知

令和7年12月からサイト上での告知のほか、SNSやメールにて複数回にわたり、サイト閉鎖の告知及び新設予定の関係人口プラットフォームへの登録、利用を促すこと。

ウ サービスの解約等に関する業務

マッチングサイト管理運営に関するサービスを解約及びアカウントを削除すること。
(解約) Webサーバ(AWS lightsail)、メールサーバ(zoho)
(削除) Instagramアカウント、YouTubeアカウント

エ データ移行及び削除に関する業務

① データ移行業務

サイト利用者のうち希望者には、了承を得た上で、登録データを新設予定の関係人口プラットフォームへ移行可能な形式で抽出すること。なお、移行データはCSV形式等の一般的なフォーマットで作成し、移行前にはテストデータによる検証を実施し、県の承認を得ること。

② データ削除業務

Webサーバ及びメールサーバ、データベース内の全てのソースコード及び画像データ、ユーザーデータ等を完全に削除すること。なお、バックアップデータについても完全に削除すること。

削除作業完了後、データが完全に削除されたことを証明する報告書を提出すること。

オ ドメインの譲渡作業

ドメイン(お名前.com:wakayamacrew.jp)を県が指定する事業者が無償で譲渡するこ

と。なお、譲渡にかかる費用は本調達に含み、令和8年4月1日に譲渡が完了するように手続きをおこなうこと。

カ その他

作業全般において、関係法令及び県の規程を遵守し、セキュリティに十分配慮し、情報漏洩等の事故が発生しないよう細心の注意を払うこと。

また、本仕様書に記載のない事項について、県と協議の上、対応すること。

5 納入について

(1) 月次報告書等

| 事業名 | 納入物（電子媒体のみ） | 納入期限 |
|----------------------|---|---------------------------|
| キャリアチェンジ 応援プロジェクト | 月次報告書 | 翌月10日まで |
| 「しごと」のある 「くらし」体験 | | |
| 学生関係人口創出 事業 | 作業項目単位で実績工数を記載した報告書を 提出させること。 | 該当業務対応 後、随時提出す ること。 |
| | システム保守運用管理書類（障害の発生状 況、対応内容等の履歴を記録及び管理し、シ ステムの変更内容を記録したもの） | |
| | テスト結果報告書 | |

(2) 実績報告書

事業終了後、電子媒体にてすみやかに提出すること。

6 県庁との協議等

事業の進捗、今後の方向性を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。また、県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。

7 その他

(1) 4-2 (1) ウ (オ) ①及び②の経費として6,943千円（税込み）については、体験実績に応じて支出するものとし、余剰が生じた場合、県と協議の上、契約変更し、精算すること。

(2) 本事業の目的を達成するため、県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。

- (3) 県内の企業や人材と必要に応じて連携を図り、相乗効果を上げること。
- (4) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が5万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。
- (5) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (6) 本事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員等の検査に協力すること。
- (7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。
- (8) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。